

**第124回定時株主総会資料**  
**(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく書面  
交付請求による交付書面に記載しない事項)**

**会社役員に関する事項**

- (1) 責任限定契約の内容の概要
- (2) 役員等賠償責任保険  
契約の内容の概要

**会計監査人に関する事項**

業務の適正を確保するための  
体制および当該体制の運用状況

**連結持分変動計算書**

**連結注記表**

**株主資本等変動計算書**

**個別注記表**

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

2026年6月4日

**いすゞ自動車株式会社**

## 会社役員に関する事項

### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員（6名）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員ならびに一部の関連会社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が業務として行った行為に起因して、保険期間中に第三者から損害賠償請求がなされた場合の損害を当該保険契約により填補することとしております。

## 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	205百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	490百万円

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示してあります。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査時間および配員計画、従前の事業年度における職務の遂行状況、報酬見積の算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 重要な子会社のうち、国内の子会社につきましてはEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっており、また海外の子会社につきましてはErnst & YoungまたはDeloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、保証業務や各種コンサルティング業務等を委託し、報酬を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 監査等委員会は、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生またはその他の理由により、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合は、会計監査人を解任することまたは再任しないことを株主総会に提出する議案の内容として決定するものとします。
- ② 監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の適正な職務の遂行に重大な支障が生じたと判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するものとします。

## 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社が会社法および会社法施行規則に基づき取締役会で決議した「業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針」および取締役会で確認した「運用状況の概要」は、次のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次のとおりとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

当社グループが属する自動車業界における型式認証不正等の深刻な法令違反の発生を受け、事業運営上決して犯してはならない法令違反の発生を未然に防止し、撲滅する事を経営の最重要課題と位置づけ、取締役をはじめとする経営陣が率先垂範して課題解決に臨む事を改めて明確化するために、内部統制システムの基本方針を見直し、業務の適正を確保するための体制整備について2025年3月取締役会において、以下のとおり、決議しております。

当社は経営理念体系「ISUZU ID」の下、いすゞグループの従業員一人ひとりが高い視座に立ち、同じ価値観を共有しながら、一丸となって社会課題の解決に取り組むにあたり、いすゞグループ全体において、健全かつ風通しの良い企業風土を醸成します。

また、コンプライアンスを支える仕組み作りとして、業務プロセスの中に設けた不正を牽制し、改善を促す仕組みを強化した上で、不断の改善を継続するとともに、またそれを実践する人財基盤の整備ならびに人財の育成に不断の努力を払います。

## (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

### <決議の内容の概要>

- ・コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付ける。当社における「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとりが行動することとし、コストや日程等の職務執行に関わるあらゆる事情に関わらず、最優先にコンプライアンスの徹底を図ることとする。取締役をはじめとする経営陣は、率先垂範してコンプライアンス徹底のために不断の努力を払う。
- ・「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を全役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。
- ・社長COOを委員長とし、重要法令を所管する各部門長をメンバーとした「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、各種法令違反の未然防止・撲滅にかかる実効的な対策を策定し、各部門ならびにリスクマネジメント部へコンプライアンス活動の推進および体制の整備について指示・助言する。
- ・リスクマネジメント部は、コンプライアンス委員会による指示・助言を基に、コンプライアンスに係る事項を管理・推進し、各部門の代表者が出席する「品質・コンプライアンス推進会議」を通じてその活動を全社に展開する。また、監査部が監査を行うことにより、コンプライアンスに係る内部監査機能を確保する。
- ・監査部は、「コンプライアンス」、「リスク管理体制」、「コーポレート・ガバナンス」等に関連する経営諸活動の状況を、独立的な立場で公正かつ客観的に評価し、改善指示・要望を行うことにより、会社が社会から存在価値を認められ信頼を得ること、および会社の経営目標の達成に資することを目的として内部監査を行う。
- ・取締役会の業務執行監督機能の客観性・中立性・透明性を高めるため、独立した立場の社外取締役を置く。
- ・反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断し、不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。
- ・コンプライアンスに関する社内通報・相談の窓口として、3つの相談窓口（職場窓口、部門内窓口、全社窓口）を設置する。また、何らかの理由で社内相談窓口での相談・解決が難しい場合の対応として、外部の弁護士事務所を目安箱（社外相談窓口）を設置する。また、これら窓口への内部通報者に対しての不利益がないよう、通報者の保護を徹底し、コンプライアンス上の疑問・懸念・違反を安心して通報できるよう、通報者の心理的安全性の確保に努める。

### <運用状況の概要>

- ・会長CEOのモニタリングの下、社長COOを委員長、重要法令を所管する各部門長をメンバーとし、監査等委員および監査部をオブザーバーとした「コンプライアンス委員会」を定期的で開催し、同委員会からコンプライアンス活動の推進および体制の整備についての指示・助言を受け、経営陣による率先垂範のもとコンプライアンスの徹底に努めている。
- ・型式認証業務の適正な実施を確保するため、関係部門が出席する会議体を定期的で開催し、型式認証業務に係る内部統制の運用状況の確認および各部門における取組状況の共有・レビューを行っている。
- ・社内でのコンプライアンス活動の実効性を高めるため、全役員および従業員にコンプライアンス・ガイドブックを配布し、適宜内容の見直しを行いながら、方針や基準について周知徹底している。
- ・各部門に設置したコンプライアンス推進者をメンバーとする「品質・コンプライアンス推進会議」を定期的で開催し、施策の社内展開を図るとともに、各部門における活動状況の把握を行っている。
- ・コンプライアンスリスク低減活動の一環として、リスクアセスメントの結果を踏まえた重要リスクの特定とその対策に取り組んでいる。
- ・報告・相談窓口の実効的な運用のため、定期的に報告・相談窓口の再周知を実施するとともに通報者保護の徹底等、適切に対応している。
- ・社外弁護士事務所を設置した目安箱（ヘルプライン）へ通報された事案に対しても速やかに適切な対応を行っている
- ・コンプライアンスにかかる従業員向けアンケートを実施し、アンケート結果を基に、コンプライアンス活動の改善、見直しを図っている。
- ・反社会的勢力や団体との関係遮断について、全ての国内法人との間の契約書に、反社会的勢力排除条項を盛り込んでいる。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

### <決議の内容の概要>

- ・法令および「取締役会規則」その他の社内規則に従い、取締役会議事録その他の取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、法令および「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報管理統括責任者が、これを適切に管理する。また、監査等委員会の要請に応じてその閲覧に供する。
- ・情報管理および情報セキュリティ管理については、「グループ情報セキュリティ方針」に従い、各部門によるセキュリティ対策実施状況をCRMOおよび各部門代表者からなる「情報セキュリティ統括会議」が評価することによって適切な情報管理体制を敷き、その状況について適宜取締役会に報告することにより、情報管理を徹底する。
- ・当社と協業パートナーとの信頼関係を損なう事態に至ることを防止することを目的として、「協業情報取扱規則」を制定している。これにより、協業パートナーの秘密情報が当社から他の協業パートナーを含む外部に漏洩することの防止、または他の協業パートナーとの研究・開発に混入・流用することの防止等を、従業員に徹底する。

### <運用状況の概要>

- ・法令および取締役会規則に則り、取締役会議事録を適切に保存および管理している。その他取締役の職務執行に関する情報については、秘密情報取扱規則等の社内規則に従い、主管部署において、これを適切に保存および管理している。
- ・個人情報や秘密情報等を適切に管理するため、情報セキュリティ管理に関し、CRMOのもと、情報セキュリティ管理体制および情報セキュリティ関連の社内規則が整備されており、当該体制および規則について役員および従業員への教育を実施している。
- ・各部門は当該規則に基づく部門業務規定の整備、教育および運用の推進を行い、年1回管理状況を確認している。
- ・また、各部門は情報セキュリティに関する施策を実施し、CRMOおよび各部門代表者からなる「情報セキュリティ統括会議」で定期的実施結果を確認している。
- ・複数の協業パートナーとの協業プロジェクトを同時進行するにあたり各協業パートナーから得た秘密情報の混同または漏洩を防ぐため、協業情報取扱規則に則り、対象者となった役員および従業員にその順守を徹底させるため、eラーニングによる教育を都度速やかに実施している。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### <決議の内容の概要>

- ・「リスク管理規程」に従い、3線防御体制に基づき、第1線である各部門長がリスクオーナーとして業務執行を通じ、グループ企業を含むリスクの予防的取組や顕在化事象への対応を行い、第2線であるCRMO・リスクマネジメント部が、グループ全体のリスク管理体制を構築し、第1線によるリスクへの対応を管理・監督する。また、第3線である監査部が部門・CRMOから独立した形でリスク管理体制や仕組みの合理性を判断する。
- ・CRMOは、代表取締役および取締役会に対して、定期的にリスク管理の状況について報告し、代表取締役または取締役会から指示があった場合には、これに従う。なお、CRMOは、自ら必要と判断した場合、代表取締役および取締役会に対して、随時リスク管理の状況について報告する。
- ・CRMOは、「リスク管理確認会議」を定期的に主催し、他社不正の状況等も踏まえて当社の各事業を取り巻くリスクを洗い出した上で、リスクの予防的取組の設定・進捗状況および顕在化したリスクを把握し、対策やリスク認識の不断の見直しを行う。そのリスク管理状況については、取締役会にて定期的に把握・評価し、また、経営に与える影響が大きい危機に際しては、CRMOが責任者となり、その危機対応（体制を含む。）を決定・実施し、影響の最小化、企業価値毀損の低減を図る。

#### <運用状況の概要>

- ・グループとして自律的かつ実効的なリスクマネジメント活動を行う上で、統一的に構築すべき体制・運用内容を明文化するため、既存のリスク管理規程をグループリスクマネジメント方針に改定し、グループとしての体制構築・運用改善を図っている。
- ・3線防御体制をベースとしたCRMOによるリスク管理体制の下、リスクマネジメント規則に基づき、第1線は重点リスクを中心とした「予防的取組」の計画を策定し取組を推進している。
- ・CRMOは第2線として定期的に主催する「リスク管理確認会議」において、他社で発生した不正事案の確認・分析を行った上で、各部門へのインタビューを通じて当社の各事業におけるリスクを洗い出すとともに、インシデントの把握に努めている。また、第1線による「予防的取組」計画の活動状況の確認を実施している。
- ・第3線である監査部は部門・CRMOから独立した形でリスク管理体制や仕組みの合理性を判断している。
- ・今期は経済情勢変動、製品品質管理および労働安全等の重点リスクにおいて直ちに事業運営に大きな影響をあたえるインシデントの発生はなかったものの、今後も継続注視していく。
- ・重要と認識したインシデントについては、CRMO指名メンバーによる対応体制を構築し、部署間連携にて情報共有や課題解決を適宜実施している。
- ・CRMOは、取締役会および経営会議において、「予防的取組」計画の活動状況やインシデントの対応状況について定期的に報告を行っている。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### <決議の内容の概要>

- ・会社法第399条の13第6項および定款第25条の規定により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任する。取締役会からの委任を受けた取締役は、「決裁基準規則」およびその他の規則に従い、重要な業務執行を決定する。
- ・取締役会は、取締役による業務執行の決定の指針となる経営計画等の経営の基本方針を策定するとともに、取締役がそれに沿った決定をしているかについてモニタリングする。
- ・取締役の業務執行を適切にサポートする体制としてCxO（分野別最高責任役員）ならびに執行役員を任命する。

#### <運用状況の概要>

- ・重要な業務執行の決定を取締役会から取締役会に委任するとともに、決裁基準規則およびその他の規則に基づき、経営会議およびその下部会議体に対して適切な権限委譲を行い、業務を効率的に執行した。
- ・取締役の業務執行の状況は、原則毎月1回および必要都度開催される取締役会の場で報告され、取締役会は、取締役が経営の基本方針に沿った意思決定をしていることを確認した。
- ・取締役会により選任された各執行役員およびCxOは、取締役会が委任した業務を適切かつ効率的に執行した。

## (5) 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

### <決議の内容の概要>

- ・当社および当社グループは、社会からその存在価値を認められ、信頼を得るため、経営理念体系として「ISUZU ID」を掲げるとともに、「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を策定し、当社グループの全役員・従業員がこれらを踏まえた行動をとるよう適切に対応する。
- ・当社グループ各社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請するとともに適切なリスク管理体制の整備やリスク対応を要請する。
- ・「グループ企業管理規程」および「グループ企業管理細則」を制定し、当社グループの業務の適正を確保するための体制の強化に対応する。
- ・当社経営幹部による、当社グループ各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。
- ・グループ企業の内部監査は、当社「内部監査規程」を準用して実施し、また、事業管理を担当するグループ企業事業管理管轄部署に対して必要な通知、依頼および報告を行う。ただし、監査機能が設置されているグループ企業については、内部監査結果に依拠する。
- ・金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷く。

### <運用状況の概要>

- ・経営理念体系「ISUZU ID」および「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」ならびに「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を当社および当社グループ企業が遵守するように徹底を図っている。
- ・グループ企業に対するコンプライアンス推進活動として、国内グループ企業各社のコンプライアンス担当者をメンバーとしたグループ企業コンプライアンス推進会議を定期的に開催し、グループ企業各社のコンプライアンス体制の整備を推進するとともに、グループ全体での活動レベルの均一化を図るため、各社間での情報交換による活動内容の共有化を行い、グループ全体のコンプライアンスのレベルアップを図っている。
- ・当社および当社グループにおける労働安全の推進のため、取締役社長COOを首座とする「安全推進特別委員会」を設置し、安全推進活動に関わる指針・方針を策定すると共に、浸透策、啓発策等の推進を図っている。
- ・グループ企業に対するリスク管理活動として、リスク管理体制整備やリスクマネジメントプロセスの実行を推進し、グループ全体のリスク管理のレベルアップを図っている。
- ・グループ各社の経営状況について、当社経営幹部による各社の経営幹部に対する年次ヒアリングを各社毎に年1回実施し、合わせて当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理の状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受けた。
- ・財務報告に係る内部統制の有効性について、金融庁の実施基準に基づく全社的な内部統制および業務プロセス統制の整備および運用状況の評価を実施しており、当該評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務状況に係る内部統制は有効であると判断した。

## (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

### <決議の内容の概要>

- ・監査等委員会からの要請に従い、当社の社内組織として「監査等委員会グループ」を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配属する。

### <運用状況の概要>

- ・監査等委員会グループを設置し、複数の補助使用人を配属している。業務の内容は監査の実効性確保を目的とした監査等委員会の職務の補助であり、監査等委員会監査に係る庶務事項ならびに監査等委員会および経営監査会議の事務局業務等も行っている。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

**<決議の内容の概要>**

- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、当該使用人を監査等委員会の指揮命令下に置くとともに、その人事異動、人事考課および賞罰について監査等委員会の事前同意を得る。

**<運用状況の概要>**

- ・ 監査等委員会補助使用人規則を制定し、監査等委員会グループ所属員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性の確保を定めている。
- ・ 監査等委員会グループ専任の所属員の配属、異動および人事考課について、事前に監査等委員会の意見を聴取し、監査等委員会の同意を得て実施している。

**(8) 当社およびその子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制**

**<決議の内容の概要>**

- ・ 監査等委員会に対し、当社および当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員その他これらに相当する者ならびに従業員が、適宜、当社および当社グループ各社の業務執行の状況および経営状況その他監査等委員会と協議して定める事項を報告するとともに、監査等委員会の求めに応じて、随時、必要かつ十分な情報を監査等委員会に開示し、または報告する体制を敷く。
- ・ 当社の監査等委員会および当社グループ各社の監査役が相互に連携して当社グループ全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的に開催する連絡会に対し、適宜協力を行う。

**<運用状況の概要>**

- ・ 監査等委員会で定めた当事業年度監査計画および監査等委員会監査の実効性確保に関わる要望事項は、取締役会に報告され、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し監査等委員会監査への理解と協力が要請された。このなかで、監査等委員会への報告等に関する体制として、監査等委員会との協議により定めた定例的または臨時的に報告すべき事項や、内容の定期聴取や閲覧を求める会議議事録、資料等が具体的に提示され、これらの事項は監査等委員会の日常監査において円滑に実施された。
- ・ 監査等委員会から説明や報告の要求があれば応じるように、取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に周知しており、必要に応じて監査等委員会に速やかに説明や報告を行った。
- ・ 特定の国内グループ企業の常勤監査役と当社の監査等委員をメンバーとするいすゞグループ常勤監査役連絡会を定期的に開催し、いすゞグループにおける監査等委員会監査および監査役監査の進め方に関する共有化および情報交換が行われた。

**(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

**<決議の内容の概要>**

- ・ 前項に基づき監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ各社の役員・従業員に周知徹底する。

**<運用状況の概要>**

- ・ 監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことの禁止を周知徹底しており、当該理由で不利な取扱いを行った事例は確認されていない。

**(10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

**<決議の内容の概要>**

- ・ 監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保する。

**<運用状況の概要>**

- ・ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用について、発生後円滑に支払った。
- ・ あらかじめ計上された予算を緊急または臨時に超える場合、監査等委員である取締役がこれを会社に請求することが出来る体制が整えられている。

**(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

**<決議の内容の概要>**

- ・ 監査部のレポートライン（報告経路）について、取締役会長CEOへのレポートラインに加え、監査等委員会にも直接のレポートラインを確保する。
- ・ 監査部長および指揮命令系統において監査部長の上位に属する役職者の人事異動について監査等委員会の事前同意を得る。
- ・ 監査等委員である取締役が経営会議へ出席する機会を確保する。
- ・ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査等委員会と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査等委員会から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努める。

**<運用状況の概要>**

- ・ 監査部は、「内部統制システム」の基本方針に則り、活動状況を適切に取締役会長 CEO及び監査等委員会に報告している。
- ・ 監査等委員会は、監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会長CEOと定期的に会合し、監査実施状況の報告、経営方針および経営課題等の聴取等を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）から職務執行状況を聴取し、監査等委員会の立場から積極的に意見を述べている。また、常勤の監査等委員は経営会議等重要な会議へ必要に応じて出席することで、職務執行状況を確認している。
- ・ 内部統制の監査に係る三者連絡会(監査等委員会、会計監査人、監査部)を定期的で開催し、それぞれの監査計画とその実施状況について、情報と意見交換を行ったほか、内部監査結果や会計監査結果等について適宜報告を受けるなど、関係を強化している。

# 連結持分変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2025年4月1日 残高	40,644	42,160	△2,364	1,162,408	65,797	162
当期利益				134,876		
その他の包括利益					55,699	△232
当期包括利益合計				134,876	55,699	△232
自己株式の取得			△50,010			
自己株式の処分		6	20			
自己株式の消却		△49,999	49,999			
剰余金の配当				△64,850		
利益剰余金から資本剰余金への振替		49,999		△49,999		
株式報酬取引		283				
非支配持分を伴う子会社の設立						
持分法適用会社の持分法適用除外に伴う増減					△911	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替				19,146		
売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益累計額の振替					△2,725	
2026年3月31日 残高	40,644	42,451	△2,355	1,201,580	117,860	△70

	親会社の所有者に帰属する持分							
	その他の資本の構成要素				売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益累計額	合計	非支配持分	資本合計
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定	合計	合計				
2025年4月1日 残高	62,255	—	128,215	1,797	1,372,863	164,796	1,537,659	
当期利益					134,876	39,742	174,618	
その他の包括利益	20,467	11,297	87,232		87,232	12,730	99,963	
当期包括利益合計	20,467	11,297	87,232		222,108	52,473	274,581	
自己株式の取得					△50,010		△50,010	
自己株式の処分					27		27	
自己株式の消却					—		—	
剰余金の配当					△64,850	△33,036	△97,887	
利益剰余金から資本剰余金への振替					—		—	
株式報酬取引					283		283	
非支配持分を伴う子会社の設立					—	153	153	
持分法適用会社の持分法適用除外に伴う増減			△911		△911	90	△820	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△7,848	△11,297	△19,146		—		—	
売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益累計額の振替	702		△2,023	2,023	—		—	
2026年3月31日 残高	75,576	—	193,367	3,820	1,479,509	184,476	1,663,986	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してあります。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、当連結会計年度より会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、IFRS会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

#### 2. 連結の範囲に関する事項

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1) 連結子会社の数     | 120社  |
| (2) 主要な連結子会社の名称 | いすゞ自動車販売(株)<br>いすゞ自動車近畿(株)<br>いすゞ自動車首都圏(株)<br>UDトラックス(株)<br>いすゞモーターズアメリカ エルエルシー<br>泰国いすゞ自動車(株)                |
| (3) 連結の範囲の変更    | ①オートモーティブシャシテクノロジーズプロプライエタリリミテッドは清算終了により、連結の範囲から除外しています。<br>②いすゞフィナンシャルサービスオーストラリアリミテッドは、新規設立のため連結の範囲に含めています。 |

#### 3. 持分法等の適用に関する事項

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| (1) 持分法適用会社等（関連会社、共同支配事業及び共同支配企業）の数 | 35社   |
| (2) 主要な持分法適用会社等の名称                  | ジェイ・バス(株)<br>(株)I J T T   |
| (3) 持分法の適用範囲の変更                     | ①SMLいすゞリミテッドは全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しています。<br>②重慶慶鈴鍛造有限公司、重慶慶鈴鑄造有限公司、重慶慶鈴模具有限公司、重慶慶鈴車橋有限公司、重慶慶鈴鑄金呂有限公司、重慶慶鈴塑料有限公司は全株式を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しています。 |

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 金融資産

###### ①金融資産の評価基準及び評価方法

###### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しています。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しています。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っています。

公正価値で測定する負債性金融資産については、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しています。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産について認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には、公正価値変動の累計額を利益剰余金に振り替えています。

また、資本性金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益に認識しています。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。

当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増大していない場合には、12か月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。

一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしていますが、信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しています。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しています。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しています。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っています。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に必要な調整を行うこととしています。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益として認識しています。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益として認識しています。

## ②デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替変動及び金利変動によるリスクを管理するために、為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ及び金利オプション取引等のデリバティブ取引を利用しています。

これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で再測定しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するにあたってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っています。

当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでいます。

具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しています。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる経済価値に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。ヘッジの非有効部分が生じる原因としては、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る又は下回る場合があります。

ヘッジ比率については、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的価値及びリスク管理戦略に照らして適切に設定しています。ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更

がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しています。

また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しています。

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは以下のように会計処理しています。

(キャッシュ・フロー・ヘッジ)

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分は連結包括利益計算書においてその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しています。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えています。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えています。

ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しています。

## (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。

正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

取得原価は、主として総平均法による原価法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

## (3) 有形固定資産の評価基準、評価方法及び償却方法

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 3～65年
- ・機械装置及び運搬具 3～15年

賃貸用車両は賃貸期間終了時の処分見積価額を残存価額とし、賃貸期間を見積耐用年数として、主として5年から7年のリース期間にわたり定額法で償却しています。

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

#### (4) 無形資産の評価基準、評価方法及び償却方法

##### ①のれん

当社グループは、のれんを、譲渡対価の公正価値、取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額及び従来保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値の総額から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額として当初測定しています。

のれんの償却は行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っていません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示しています。

##### ②無形資産

無形資産については原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上しています。

##### (i) 開発資産

新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用認識しています。

開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的かつ商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資質を有している場合にのみ、無形資産として資産計上しています。

資産計上した開発資産は、見積耐用年数にわたり定額法で償却しています。

開発資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・開発資産 4～15年

##### (ii) その他の無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しています。

その他の無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたり定額法で償却しています。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 5～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、每期及び減損の兆候が存在する場合には、個別に又は資金生

成単位で減損テストを実施しています。

## (5) リース

### ①借手のリース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しています。

リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間を決定しています。

リース負債は未払リース料総額の現在価値で当初測定し、使用权資産は、リース負債の当初測定金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリース契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しています。

当初認識後、使用权資産については原価モデルを適用し、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたり定額法で減価償却を行っています。一方、リース負債については、利息相当額を加算して帳簿価額を増額させ、リース料の支払いにより帳簿価額を減額させています。また、該当する場合には、リース負債の見直し又はリースの条件変更も帳簿価額に反映しています。

リース料は、実効金利法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

ただし、リース期間が12か月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しています。

### ②貸手のリース

当社グループは、リースをオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類しています。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転するものではない場合には、オペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リースに係るリース債権は、リース投資未回収総額をリースの計算利率で割引いた現在価値で当初認識し、連結財政状態計算書上の「営業債権及びその他の債権」及び「その他の金融資産」に計上しています。

## (6) 非金融資産の減損

### ①減損損失の認識と測定

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単元に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単元に配分しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単元に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

### ②減損の戻入れ

過去に認識した減損は、減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合に回収可能価額まで戻し入れ、減損損失の戻入額を純損益として認識しています。ただし、のれんに関連する減損損失は戻し入れていません。なお、減損損失の戻入額は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限としています。

## (7) 従業員給付

### ①短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

## ②退職給付

### (i) 確定給付制度

当社グループは、従業員の退職給付制度として、企業年金基金制度、退職一時金制度を採用しています。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき決定しています。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しています。ただし、確定給付制度が積立超過である場合は、確定給付資産の純額は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値を資産上限額としています。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しています。

### (ii) 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しています。

### (iii) 複数事業主制度

一部の連結子会社は、複数事業主制度の企業年金基金に加入していますが、確定給付制度としての会計処理を行うために十分な情報を入手できないため、確定拠出制度と同様の会計処理を行っています。

## ③その他の長期従業員給付

退職後給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割引いて算定しています。

## (8) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しています。

### ①製品保証引当金

販売した製品の保証修理費用の発生に備えるため、以下の金額の合計額を引当金として認識してい

ます。

(i) 保証書の約定等に従い、過去の実績を基礎に将来保証見込みを加味して算出した見積額

(ii) 製品のリコール等が発生した際にその費用の支出に充てるために、市場措置（リコール等）に関連して算出した見積額

製品保証引当金は、顧客及び販売店からの請求等に応じて取り崩されます。なお、発生が見込まれる保証修理費用について、現在入手可能な情報に基づき必要十分な金額を引当計上していると考えていますが、製品保証引当金の計算では将来複数年にわたり生じる保証修理費用を予測しているため、実際の保証修理費用が見積りと乖離することにより、製品保証引当金を追加計上又は戻入が必要となる可能性があります。

## ②資産除去債務

資産除去債務は、工場設備等に関連する有害物質を除去する法的義務及び不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に備えて、将来支出が見込まれる金額を引当金として認識しています。これらは主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

## (9) 外貨換算

### ①外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しています。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レートを使用しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、通常、純損益として認識しています。

ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

### ②在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については、期末日の為替レートで換算しています。

収益及び費用については、当該期間の為替レートが著しく変動していない限り、平均為替レートをを用いて日本円に換算しています。

なお、為替レートに著しい変動がある場合には、取引日の為替レートをを用いて換算しています。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。

在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識しています。

## (10) 収益

### ①顧客との契約から生じる収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等やIFRS第16号「リース」に基づいて認識される収益を除き、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務へ配分する。

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、国内外において、大型・中型トラック・バス、小型トラック、ピックアップトラック及びその派生車、産業エンジンのほか、トランスミッション及び駆動系のコンポーネント、部品及び中古車などの製品販売、及び、整備・サービスの提供を主要な事業としています。

製品販売については、自動車事業において、主に製品を引き渡した時点又は製品を船積みした時点で当該製品に対する支配が顧客に移転し、当社グループの履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しています。

整備・サービスの提供については、主に自動車事業において、整備・サービス提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。ただし、金融事業において、リース契約に含まれる車両メンテナンスサービス及び保証延長サービスについては、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しています。

販売奨励金等の顧客に支払われる対価について、取引価格から減額しています。

製品の販売及びサービスの提供に係る対価は、製品に対する支配が顧客に移転してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

### ②リース収益

ファイナンス・リースに係る利息収益は、実効金利法によって認識しています。製造業者又は販売業者としての貸手となる場合、ファイナンス・リースに係るリース収益は、リース開始日に、売上収益とそれに対応する原価、販売損益を認識しています。

オペレーティング・リースに係るリース収益は、リース期間にわたり定額法により認識しています。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性のあるものは、次のとおりです。

### 1. のれんの減損

当連結会計年度において、UDトラック事業に係るのれん15,213百万円を計上しています。

当社グループは、のれんについては毎期、さらに減損の兆候がある場合には都度、減損テストを実施しています。その結果、当該のれんについて、回収可能価額が帳簿価額を上回ったため、減損損失を認識していません。

UDトラック事業に係る非金融資産の回収可能価額は使用価値により測定しています。使用価値は、当該事業の事業計画を基礎として算定された将来キャッシュ・フローを税引前割引率で割引いて算定しています。使用価値の見積りには事業計画における販売台数、税引前割引率といった重要な仮定が含まれています。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、主要な市場環境の需要予測等には高い不確実性が伴うため、事業の収益性が低下し、十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する非金融資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 市場措置（リコール等）に関連する債務

当連結会計年度において、市場措置（リコール等）に関連する債務32,520百万円を連結財政状態計算書類上の「引当金」に計上しています。

設計及び製造過程に問題があり、車両の構造が保安基準に適合していない又は適合しなくなるおそれがある場合、当社グループは主務官庁に事前届出等を行った上で回収及び修理を行う必要があることから、将来発生が見込まれる市場措置（リコール等）に関連する費用を見積り計上しています。市場措置（リコール等）に関連する債務は、リコール等となる見積り対象台数に台当たり市場措置額を乗じることにより算出しています。市場措置（リコール等）に関連する債務の算出に用いた主要な仮定は、個別案件ごとの見積り対象台数及び台当たり市場措置額です。見積り対象台数は、主務官庁への届出等に基づく台数に無償補修作業の実施率を考慮すること等によって算出しています。台当たり市場措置額は、主務官庁への届出等に基づく個別の無償補修作業に必要となる部品代、作業工数等を見積ることによって算出しています。これらについて、当社グループは個々のリコール等に対する実際の費用の発生状況を精査することによって継続的に見直しています。

当社グループは、市場措置（リコール等）に関連する債務について妥当な算定ができており、これまでの実際の結果と算定額に重要な乖離はありません。

しかしながら、市場措置（リコール等）に関連する債務の見積りにあたっては、主要な仮定の見積りにおいて不確実性が存在することから、実際のリコール等の費用が見積りの金額から乖離した場合等においては、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、万が一一大規模なリコール等を新たに実施する場合には、当社グループの業績及び財政状態に大きな悪影響を及ぼす可能性があります。なお、市場措置（リコール等）に関連する債務の算定方法、及び算定に用いた主要な仮定は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記4. 会計方針に関する事項（8）引当金 ①製品保証引当金に記載しています。

### 連結財政状態計算書に関する注記

- |                            |              |
|----------------------------|--------------|
| 1. 資産から直接控除した貸倒引当金         |              |
| 営業債権及びその他の債権               | △3,269百万円    |
| その他の金融資産                   | △1,381百万円    |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 | 1,356,784百万円 |

### 連結持分変動計算書に関する注記

- |                                |              |
|--------------------------------|--------------|
| 1. 当連結会計年度の末日における種類ごとの発行済株式の総数 |              |
| 普通株式                           | 688,751,769株 |
| 2. 剰余金の配当に関する事項                |              |
| (1) 配当金支払額                     |              |

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	32,820	46円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	32,161	46円00銭	2025年 9月30日	2025年 11月28日

(注) 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、取締役等を受益者とする信託が保有する当社株式に対する配当金65百万円が含まれています。

また、2025年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、取締役等を受益者とする信託が保有する当社株式に対する配当金65百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31,680	46円00銭	2026年 3月31日	2026年 6月26日

(注) 配当金の総額には、取締役等を受益者とする信託が保有する当社株式に対する配当金65百万円が含まれています。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) リスク管理に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

#### (2) 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。その結果、期日経過しているものに重要性はありません。

また、デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関等とのみ取引を行っており、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループにおいて、過度に集中した信用リスクを有していません。

#### (3) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

#### (4) 為替リスク

当社グループは、国際的に事業を展開していることから、主に米ドルの為替変動が業績に大きく影響します。当社グループは、為替変動リスクを軽減するために先物為替予約取引を利用しています。

#### (5) 金利リスク

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。当社グループは、金利変動リスクを軽減するために金利スワップ取引を利用しています。

## (6) 市場価格の変動リスク

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されています。当該リスクを管理するため、当社では定期的に公正価値や発行体の財務状況等を把握し、また、市況や発行体との関係性を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

## 2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

### 公正価値の測定方法

①現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権（リース債権を除く）、営業債務及びその他の債務  
これらの公正価値は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似しています。

### ②リース債権

リース債権の公正価値については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて測定しており、観察不能なインプットを利用しているため、レベル3に分類しています。

### ③その他の金融資産、その他の金融負債

（長期貸付金、差入保証金）

長期貸付金及び差入保証金の公正価値は、当社グループの見積りによる信用リスクを加味した割引率で、元利金の合計額を割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しています。

（SAFE投資）

過去の取引価格を基礎として、事業計画に対する業績の進捗など金融商品の価値に影響を与える事象を考慮して公正価値を測定しており、レベル3に分類しています。

（株式・出資金）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しており、レベル1に分類しています。一方、非上場株式及び出資金の公正価値については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似企業の市場価格に基づく評価技法及び純資産価値に基づく評価技法等により測定しており、レベル3に分類しています。公正価値は、将来キャッシュ・フローの増加（減少）、割引率の低下（上

昇)及び類似企業の株価純資産倍率の上昇(低下)により増加(減少)します。なお、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。

(デリバティブ)

為替予約の公正価値については、取引先金融機関から提示された期末日の先物為替相場価額に基づいて測定しており、レベル2に分類しています。

(社債及び借入金、長期預り金)

社債及び借入金、長期預り金の公正価値は、当社グループが新たに同一残存期間の借入を同様の条件で行う場合に適用される利率で、元利金の合計額を割り引いた現在価値により測定しており、レベル2に分類しています。

### 3. 公正価値で測定する金融商品

当連結会計年度における公正価値で測定する金融商品は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ	－	389	－	389
SAFE投資	－	－	4,808	4,808
その他	－	721	690	1,411
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式・出資金	165,568	－	27,038	192,606
合計	165,568	1,110	32,536	199,214
その他の金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	－	1,089	－	1,089
合計	－	1,089	－	1,089

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しています。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

#### 4. 償却原価で測定する金融商品

当連結会計年度における償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品については下表に含めていません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権 (注)	269,606	—	—	269,296	269,296
長期貸付金 (注)	1,314	—	1,297	—	1,297
差入保証金	4,663	—	4,657	—	4,657
長期借入金 (注)	634,286	—	625,462	—	625,462
社債 (注)	109,726	—	108,030	—	108,030
長期預り金	1,096	—	1,096	—	1,096

(注) 1年以内に返済又は償還予定の残高を含んでいます。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解

外部顧客向け営業収益の商品別内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	自動車事業					金融事業	合計
	大型・ 中型CV	小型CV	LCV	産業用 エンジン	その他		
顧客との契約から認識した収益							
国内	527,968	198,453	—	58,593	396,718	29,719	1,211,453
海外	381,636	584,484	815,816	69,361	241,108	—	2,092,407
顧客との契約から認識した収益合計	909,604	782,938	815,816	127,954	637,826	29,719	3,303,861
その他の源泉から認識した収益	—	—	—	—	3,133	172,079	175,213
売上収益合計	909,604	782,938	815,816	127,954	640,960	201,798	3,479,074

- (注) 1. 「CV」及び「LCV」はそれぞれ「商用車（トラック及びバス）」並びに「ピックアップトラック及び派生車」を示しています。
2. 「その他」には部品の販売、整備・サービス、中古車の販売及びコンポーネント等が含まれています。
3. その他の源泉から認識した収益には、IFRS第16号「リース」に従い会計処理している製品のリース収益などが含まれています。
4. 当社グループは、当連結会計年度より業績管理区分の見直し等に伴い、従来の単一セグメントから「自動車事業」「金融事業」の2区分に報告セグメントを変更しています。

## 2. 契約残高

当連結会計年度における顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2025年4月1日)	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	410,467	450,148
契約負債	20,292	21,324

契約負債は主に、製品の引渡前に当社グループが顧客から受け取った対価であり、当社グループが履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、12,002百万円です。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

## 3. 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分された取引価格の総額及び収益の認識が見込まれている期間別の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年以内	112,876
1年超	67,462
合計	180,339

上記の表には、実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は含めていません。

## 4. 契約コストから認識した資産

当連結会計年度において、資産として認識すべき重要な契約獲得の増分コスト及び契約を履行するためのコストから認識した資産はありません。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社の所有者に帰属する持分	2,152円84銭
1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益	
基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益	193円14銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

### 自己株式の取得及び消却

当社は、2025年5月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。また、上記取締役会決議に基づき、自己株式の取得及び消却を以下のとおり実施しました。

#### 1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、成長投資資金の確保、及び財務健全性の維持を目的とする内部留保の充実とのバランスを総合的に勘案の上、各期の利益をベースに株主還元を実施するとともに、自己株式の買い入れについても機動的に実施しています。この度、適正な自己資本水準を意識し、更なる資本効率向上を図ることを目的として50,000百万円（取得上限総額）の自己株式取得を実施しました。また、取得した自己株式は全数消却しました。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 : 35,000,000株（上限）  
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合4.9%）
- (3) 株式の取得価額の総額 : 50,000百万円（上限）
- (4) 取得期間 : 2025年6月18日～2026年3月31日
- (5) 取得方法 : 取引一任契約に基づく市場買付

#### 3. 自己株式の取得結果

- (1) 取得した株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得した株式の総数 : 24,774,800株
- (3) 株式の取得価額の総額 : 49,999百万円
- (4) 取得期間 : 2025年6月18日～2025年12月23日

#### 4. 自己株式の消却

- (1) 消却した株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却した株式の総数 : 24,774,800株  
（消却前発行済株式総数に対する割合3.5%）
- (3) 消却後の発行済株式数 : 688,751,769株
- (4) 消却日 : 2026年2月13日

売却目的で保有する非流動資産又は処分グループ

当社グループは、政策投資目的の株式について継続的に保有意義の検証を行っており、検証の結果、保有意義が乏しいため売却を決定した株式のうち、前連結会計年度末において1年以内に売却予定の株式3,306百万円を売却目的保有に分類していました。なお、当該資産は、当連結会計年度に売却が完了しています。

当連結会計年度末において1年以内に売却予定の株式1,655百万円を売却目的保有に分類しています。当該資産は、翌連結会計年度に売却が完了する予定です。当該株式は上場株式であり、公正価値ヒエラルキーはレベル1です。

また、当社は、2025年12月19日開催の経営会議において、中華人民共和国重慶市の事業パートナーである慶鈴汽車（集団）有限公司及び慶鈴汽車股份有限公司との間で、当社の連結子会社であるいすゞ（中国）発動機有限公司を共同で運営する体制へ移行することを決議しました。2026年2月13日開催のいすゞ（中国）発動機有限公司株主総会において、当該現地パートナー企業も含め、その承認決議がなされたことに伴い、当連結会計年度末において、自動車事業セグメントに属するいすゞ（中国）発動機有限公司が保有する資産及び負債を売却目的で保有する処分グループに分類しています。

売却目的で保有する処分グループに分類された資産及び負債の内訳は以下のとおりです。

なお、2026年4月30日付で、当該体制の移行に伴う現地手続きが完了し、2027年3月期第1四半期決算より、いすゞ（中国）発動機有限公司は連結子会社から持分法適用会社へ異動する予定です。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (2026年3月31日)
売却目的で保有する資産	
現金及び現金同等物	9,184
営業債権及びその他の債権	8,391
その他の金融資産	22,049
棚卸資産	3,127
その他の流動資産	234
有形固定資産	3,085
使用権資産	3,889
その他の非流動資産	2,175
合計	52,136
売却目的で保有する資産に直接関連する負債	
営業債務及びその他の債務	7,515
その他の流動負債	3,946
繰延税金負債	0
その他の非流動負債	5,037
合計	16,499

## 重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）

当社は、2025年12月19日開催の経営会議において、中華人民共和国重慶市の事業パートナーである慶鈴汽車（集団）有限公司及び慶鈴汽車股份有限公司との間で、当社の連結子会社であるいすゞ（中国）発動機有限公司を共同で運営する体制へ移行することを決議しました。2026年2月13日開催のいすゞ（中国）発動機有限公司株主総会において、当該現地パートナー企業も含め、その承認決議がなされ、さらに2026年4月30日付で、当該体制の移行に伴う現地手続きが完了しました。これにより、2027年3月期第1四半期決算より、いすゞ（中国）発動機有限公司は連結子会社から持分法適用会社へ異動する予定です。

### 1. 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

- |            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| (1) 名称     | いすゞ（中国）発動機有限公司                  |
| (2) 住所     | 中華人民共和国重慶市九龍坡区中梁山協興村1号          |
| (3) 代表者の氏名 | 総経理 永松 朋深                       |
| (4) 資本金    | 324.26百万U S ドル                  |
| (5) 事業の内容  | エンジン／部品の国産化開発・試験・製造・販売・アフターサービス |

### 2. 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数  |  |
| 異動前：164.10百万U S ドル         |  |
| 異動後：160.15百万U S ドル         |  |
| (2) 当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合 |  |
| 異動前：50.61%                 |  |
| 異動後：50.00%                 |  |

（注）「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」には出資額を、「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しています。

### 3. 当該異動の理由及びその年月日

#### (1) 異動の理由

当社の子会社であるいすゞ（中国）発動機有限公司（当社の出資比率 50.61%）は、当社グループの中華人民共和国重慶市におけるエンジン部品の製造と、車両及びエンジン部品の販売の拠点であります。中国市場では、自動車の電動化をはじめとするパワートレイン分野の構造転換が進展しており、事業環境が大きく変化しています。こうした中、当社は今後の市場動向を見据えた柔軟かつ効率的な事業運営体制を構築することが重要と判断し、現地パートナー企業と共同で運営する体制へ移行することを協議することとしました。体制移行方法は当該特定子会社の資本のうち、当社所有のみの1.22%分を減資し特別配当を行い、当社の出資比率を50%に変更しました。

これにより、当該特定子会社は持分法適用会社へ異動する予定です。

#### (2) 異動の年月日

2026年4月30日

# 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	40,644	49,855	－	49,855	625,368	625,368	△2,329	713,539
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△64,982	△64,982		△64,982
当期純利益					79,918	79,918		79,918
自己株式の取得							△50,009	△50,009
自己株式の処分							20	20
自己株式の消却			△49,999	△49,999			49,999	－
土地再評価 差額金の取崩					△91	△91		△91
利益剰余金から 資本剰余金への振替			49,999	49,999	△49,999	△49,999		－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△35,155	△35,155	10	△35,144
当期末残高	40,644	49,855	－	49,855	590,213	590,213	△2,319	678,394

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	54,359	162	82,751	137,272	850,812
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△64,982
当期純利益					79,918
自己株式の取得					△50,009
自己株式の処分					20
自己株式の消却					－
土地再評価 差額金の取崩					△91
利益剰余金から 資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	11,092	△232	91	10,951	10,951
事業年度中の変動額合計	11,092	△232	91	10,951	△24,192
当期末残高	65,451	△70	82,843	148,224	826,619

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してあります。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法（一部について評価減を行っています）
  - (2) その他有価証券
    - ①市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - ②市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
（リース資産を除く） 定額法。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しています。
  - (2) 無形固定資産  
（リース資産を除く） 定額法。なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却方法は、社内における利用可能期間（5～15年間）に基づく定額法によっています。
  - (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としています。
5. 重要な引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
  - (2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
  - (3) 役員賞与引当金 役員の賞与支給に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- (4) 製品保証引当金 製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当であり、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上しています。
- (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。
- (6) 役員株式給付引当金 取締役等への当社株式の給付に充てるための引当であり、当事業年度に負担すべき給付見込額を計上しています。
6. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
7. 重要なヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法
- a. 為替予約及び通貨オプション  
繰延ヘッジ
- b. 金利スワップ、金利オプション  
繰延ヘッジ処理または金融商品に関する会計基準に定める特例処理
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段  
金利スワップ、金利オプション、為替予約取引、通貨オプション
- b. ヘッジ対象  
外貨建債権債務、借入金
- (3) ヘッジ方針  
当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金の範囲で利用しています。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しています。

(5) その他

当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っています。

8. 収益及び費用の計上基準

当社は国内外において、大型トラック・バス（以下「大型・中型CV」）、小型トラック（以下「小型CV」）といったCVのほか、産業用エンジン、トランスミッション及び駆動系のコンポーネントを中心としたパワートレイン（以下「エンジン・コンポーネント」）、部品の販売を主要な事業としています。

国内向けの大型・中型CV、小型CV、エンジン・コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、引渡時等に収益を認識しています。

海外向けの大型・中型CV、小型CV、エンジン・コンポーネント及び部品等の販売については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足される、製品を船積みした時点等に収益を認識しています。

9. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用として処理する方法を採用しています。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

11. 会計上の見積りに関する注記

市場措置（リコール等）に関連する債務

①当事業年度の計算書類に計上した金額

	貸借対照表計上額
市場措置（リコール等）に関連する未払費用	25,544百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2. 市場措置（リコール等）に関連する債務」の内容と同一のため、注記を省略しています。

## 会計方針の変更

### (重要なヘッジ会計の方法の変更)

当社は、従来、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しておりましたが、当事業年度より原則的な処理方法に変更しております。この変更は、為替リスクに対するヘッジ方針や管理体制の見直しを行ったことに伴い、ヘッジ会計適用の適正性を再検討した結果、原則的な処理方法への変更が、計算書類をより適切に表示することができると判断したためです。

なお、この会計方針の変更は、過去の期間に与える影響額が軽微であるため、遡及適用しておりません。また、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

## 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

### 1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

### 2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定です。

### 3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

### 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	596,763百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	546,363百万円
長期金銭債権	65,590百万円
短期金銭債務	125,016百万円
長期金銭債務	224百万円

### 3. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（1999年3月31日 法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っています。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、48,586百万円です。

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,295,902百万円
仕入高	568,871百万円
販売費及び一般管理費	85,717百万円
営業取引以外の取引高	105,319百万円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類と数

普通株式	1,464,828株
------	------------

（注）自己株式数には、取締役等を受益者とする信託が保有する1,417,576株を含めています。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払費用見積計上	14,473百万円
製品保証引当金	4,910百万円
賞与引当金	3,515百万円
未払事業税	219百万円
棚卸資産評価減	1,164百万円
退職給付引当金(一時金)	12,089百万円
投資評価減	12,173百万円
資産除去債務	996百万円
その他	12,792百万円
評価性引当額	△27,763百万円
繰延税金資産合計	34,568百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	28,940百万円
退職給付引当金(企業年金)	370百万円
未収入金	3,413百万円
資産除去債務に対応する除去費用	548百万円
受取配当金	600百万円
その他	24百万円
繰延税金負債合計	33,895百万円
繰延税金資産の純額	673百万円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
評価性引当額の増減等	△4.0%
外国源泉税額	1.4%
受取配当益金不算入	△39.4%
グループ通算制度による影響	4.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△6.6%

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	議決権等の 所有・ 被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
いすゞ自動車販売(株)	直接 100.0%	製品の販売 資金の貸付	車両・部品の販売 (注2)	582,443	売 掛 金	121,043
			資金の貸付 (注3)	420,477	短期貸付金	20,652
			資金の回収	440,856		
			配当金の受取	49,875	未 収 入 金	61,109
			資金の貸付 (注3)	-	長期貸付金 (注4)	75,536
UDトラックス(株)	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任 (注1)	資金の貸付 (注3)	228,532	短期貸付金	98,525
			資金の回収	215,455		
			資金の回収	10,000	長期貸付金 (注4)	95,300
いすゞ自動車インター ショナルFZE	直接 100.0%	製品の販売	車両・部品の販売 (注2)	156,733	売 掛 金	20,623

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 役員の兼任については、当事業年度中に存在していたものであり、期末日時点では解消しています。

(注 2) 価格その他の取引条件は、市場価格等を十分に勘案し、交渉の上で決定しています。

(注 3) 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しています。また短期貸付金の一部については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引です。

(注 4) 長期貸付金については、1年内回収予定の長期貸付金を含めています。

### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載していますので注記を省略しています。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,202円73銭
1 株当たり当期純利益	114円43銭

## 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年12月25日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるいすゞ自動車販売株式会社（以下「いすゞ自動車販売」といいます。）を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことについて決議いたしました。

### 1. 本吸収分割の目的

吸収分割は、国内販売会社株式及び国内販売拠点不動産等の保有・管理主体を見直すとともに、国内販売機能と新車の物流・在庫管理機能の役割分担を整理することを目的として実施するものです。

### 2. 本吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他吸収分割契約の内容

#### (1) 吸収分割の方法

当社の完全子会社であるいすゞ自動車販売を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

#### (2) 吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割において、いすゞ自動車販売に割り当てられる当社の株式その他の金銭等はありません。

#### (3) その他吸収分割契約の内容

##### ①本吸収分割の日程

吸収分割契約承認の取締役会決議日	2025年12月25日
吸収分割契約締結日	2025年12月25日
効力発生日	2026年4月1日

(注) 本吸収分割は、当社にとって会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当し、いすゞ自動車販売にとって会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、各社とも株主総会の承認を受けることなく本吸収分割を行います。

##### ②承継により増加する資本金

本吸収分割により増加する資本金の額ははありません。

##### ③会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

##### ④承継する権利義務

当社は、吸収分割契約書に定めるところにより、いすゞ自動車販売が保有する国内販売会社株式および国内販売拠点不動産等、これらに付随する契約その他の権利義務および関連する資産・負債を承継します。

⑤債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日以降に弁済期が到来する当社及びいすゞ自動車販売の債務について、債務の履行の見込みに問題ないものと判断しております。

3. 当該吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠  
株式の割当て等はありません